

議案第 4 5 号

三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により，三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて，意見を求める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範